

社会福祉法人清和園評議員・役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人清和園定款第8条、並びに第22条の規定に基づき、評議員・役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人の評議員・役員等)

第2条 社会福祉法人清和園の評議員・役員等とは、社会福祉法人清和園定款第5条に定められた評議員及び定款第6条第2項に定められた評議員選任・解任委員会の外部委員、並びに定款第15条に定められた理事、監事をいう。

(報酬の種類及び額)

第3条 社会福祉法人清和園の評議員・役員等に対して、報酬を支給する。

1、報酬は、次の通りとする。

- (1) 理事長 年額 3,000,000円
- (2) 評議員、役員等 評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員
1回につき20,000円
その他理事長が必要と認める会議、
1回につき10,000円

(報酬の支給)

第4条 前条の報酬は、原則口座振替にて支給するものとする。

(退任慰労金)

第5条 理事長が退任した場合は、評議員会の決議を経て退任慰労金を支給することができる。

(旅費)

第6条 評議員・役員等が、清和園業務のため出張した場合は社会福祉法人清和園旅費規定により、旅費を支給する。

(交通費)

第7条 社会福祉法人清和園の評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会、及びその他理事長が必要と認める会議に出席した評議員・役員等に対し、交通費の実費を支給する。

(附則)

- 1、この規程は平成14年4月1日から施行する。
- 2、この規程は平成15年4月1日から一部改正し、施行する。
- 3、この規程は平成21年11月30日一部改正し、改正後の第5条の規程は平成21年11月18日から施行する。
- 4、この規程は平成27年3月25日一部改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 5、この規程は平成28年3月25日一部改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 6、この規程は平成29年3月22日一部改正し、平成29年3月22日から施行する。